

# 病気やけがをしたとき

病気やけがをしたとき、保険証を提出して受診すると、かかった医療費の3割を支払えば必要な療養が受けられます。なお、小学校入学前の子どもと70歳以上の高齢者は、自己負担がさらに軽減されます。

## かかった医療費の3割を自己負担

病気やけがをしたとき、医療機関の窓口で保険証を提出すると、かかった医療費の3割を支払えば、必要な療養が受けられます。

- 負担割合は年齢によって異なります。
- 入院した場合は、医療費のほかに食事にかかる費用として、別途自己負担があります。また、65歳以上で療養病床に入院した場合は、食事と居住にかかる費用として、別途自己負担があります。詳しくは34頁をご参照ください。



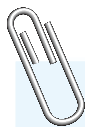
## 健康保険組合が医療費の7割を負担

健康保険では、業務外の病気やけがに対して行う保険給付を、被保険者の場合は「療養の給付」、被扶養者の場合は「家族療養費」といいます。医療機関で支払う医療費が3割で済むのは、医療費の7割を健康保険組合が負担しているからです。

- 病気やけがに対する保険給付でも、保険外の療養を併用したときは「保険外併用療養費」(30頁参照)、立て替え払いをして後から払い戻しを受けるときは「療養費」(32頁参照)といえます。

### 家族療養費でも 被保険者に支給されます

健康保険の給付は、被保険者本人に対して行われます。被扶養者の病気やけがに対して保険給付を行う場合でも、支給対象者はあくまで被保険者本人になります。



### Q & A

**Q** 被扶養者である家族が医師にかかっている最中に被保険者が退職をし、健康保険組合の加入資格を失いました。家族はそのまま健康保険でかかれるのでしょうか？

**A** 健康保険の給付は、たとえ家族療養費でも、被保険者に支給することになっています。したがって、被保険者が加入資格を失うと、被扶養者への給付は打ち切られることになります。

**Q** 新生児が治療に必要な病気にかかっていることがわかりました。保険診療を受けられるのでしょうか？

**A** 新生児の被扶養者としての資格は出生の日から発生しますが、被扶養者として認定されるまでは保険診療は受けられません。ただし、やむを得ない理由で届出が遅れた場合、後日被扶養者としての認定を受ければ、家族療養費の請求をすることにより払い戻しを受けることができます。

受けられる  
給付

## 被保険者が病気やけがをしたとき 療養の給付 被扶養者が病気やけがをしたとき 家族療養費

### 支給される額

かかった医療費の 7 割

- 給付の対象となるのは保険が適用される療養に限られます。



## 年齢によって異なる給付割合

保険給付の割合は基本的に 7 割です。ただし、年齢によってはさらに手厚い給付が行われ、小学校入学前は 8 割となります。また、現役並みの所得がある場合を除き、70 歳～74 歳は 8 割、75 歳以上は 9 割、8 割、または 7 割となります。

### ○年齢別に見る給付割合と自己負担

	▼自己負担	▼保険給付	
小学校入学前	2 割	8 割	…健康保険組合から支給
小学校入学後～69 歳	3 割	7 割	
70 歳～74 歳	2 割	8 割	
現役並みの所得がある場合	3 割	7 割	
75 歳以上	1 割	9 割	…後期高齢者医療制度から支給
一定以上の所得がある場合※	2 割	8 割	
現役並みの所得がある場合	3 割	7 割	

※課税所得額 28 万円以上 145 万円未満かつ年収が単身世帯で 200 万円以上（複数世帯は合計 320 万円以上）の場合に限る